

東京都福祉保健局健康安全部長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

中国産活がざみの回収等について（依頼）

今般、検疫所におけるモニタリング検査の結果、下記の貨物よりトリフルラリン（0.442ppm）を検出し、食品衛生法第11条に違反することが判明しました。

当該貨物はすでに全量通関済みであり、輸入者からはすでに全量消費されている旨報告を受けているところですが、念のため確認願います。なお、当該品が確認できた場合にあっては、国内における販売等されることのないよう対応方よろしくお願います。また、対応終了後その概要を当課あてご報告いただくようあわせてお願います。

記

品名	活がざみ
届出数量	9カートン 0.099トン
輸出国	中国
産地又は製造者	中国
輸入者	有限会社東成通商 東京都江戸川区新堀1-34-2
届出先	成田空港検疫所 食品監視課
届出年月日	平成22年6月16日
輸入届出受付番号	第21919758350号1欄
検査結果	トリフルラリン（0.442ppm）検出
違反確定日	平成22年6月25日